平成２２年（フ）第４２９号
金沢市新保本５丁目194番地
債務者　平野　君恵
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４５８号
石川県河北郡内灘町字鶴ヶ丘５丁目１―284シティハイム内灘201号　西野方、住民票上の住所金沢市福久１丁目46番地
債務者　大野万寿夫
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４６７号
金沢市中村町14番11号、従前の住所金沢市寺町２丁目４番14号、従前々の住所金沢市宝町１番16号
債務者　中井　照夫
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５１４号
金沢市元菊町４番７号、従前の住所金沢市四十万３丁目352番地
債務者　中梶外喜美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５１５号
石川県白山市八田町990番地
債務者　松浦　康人
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１８９７号
愛知県小牧市大字岩崎573番地１
債務者　湯口やよい
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８９８号
愛知県小牧市大字岩崎573番地１
債務者　吉原　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５２３号
愛知県あま市石作北浦126番地１　グラシアM103号
債務者　山本亜佐恵（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７５５号
名古屋市中川区外新町３丁目45番地　つるいビル４Ａ―４号
債務者　岩田　素子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４０号
大津市山中町６番11号
債務者　秋岡　真一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９９号
滋賀県守山市矢島町1028番地
債務者　八幡　志文
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４０２号
大津市松本２丁目13番９号、前住所大津市茶戸町３番５―413号
債務者　串山　　潤
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１７号
滋賀県湖南市水戸町７番地29
債務者　藤沼　義造
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４２号
大津市枝四丁目８番４号
債務者　小畠　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６５号
滋賀県高島市安曇川町田中503番地　マンション太田町208号、前住所滋賀県高島市安曇川町青柳2022番地59
債務者　中西　正一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６６号
滋賀県高島市今津町浜分256番地７　すみれ２―202号
債務者　竹中　絹子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６８号
滋賀県高島市安曇川町田中40番地３　サンスクリット102号
債務者　清水喜代惠
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７３号
大津市野郷原２丁目31番11号
債務者　樋口　道代
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
大津地方裁判所民事部